

所有権留保と集合動産譲渡担保の競合

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第二小法廷
【裁判年月日】 平成 30 年 12 月 7 日
【事 件 番 号】 平成 29 年（受）第 1124 号
【事 件 名】 不当利得返還等請求事件
【裁 判 結 果】 上告棄却
【参 照 法 令】 民法 206 条・369 条・709 条
【掲 載 誌】 裁時 1713 号 3 頁、金法 2105 号 6 頁

LEX/DB 文献番号 25449849

事実の概要

Y は、平成 22 年 3 月、Y が A に対して金属スクラップ等を継続的に売却する旨の本件売買契約を A との間で締結した。同契約では、Y は毎月 20 日締めで代金を A に請求し、A はこれを翌月 10 日に Y に支払うこと、当該目的物の所有権は上記代金の完済時に Y から A に移転すること等が定められていた。なお、Y は、売却した物の転売を包括的に承諾しており、実際に A は引渡しを受けた直後に転売することを常としていた。

他方 A は、平成 25 年 3 月、金融機関 X との間で、極度額を 1 億円とするコミットメントライン契約を締結し、その担保として、A の本件工場等にて現に所有し、あるいは将来取得し搬入される在庫商品等の全部につき本件譲渡担保権を設定し、これについての動産譲渡登記もされた。

A は、平成 26 年 6 月 18 日、Y を含む債権者らに対して事業を廃止する旨の通知をしたが、この時点で Y は前月 21 日以降に売却した金属スクラップ等（本件動産）の代金の支払を受けていなかった。Y は、本件動産につき動産引渡断行の仮処分決定を得た上で、これを引き揚げ、売却した。X は Y に対し、当該引揚げ及び売却が不法行為にあたるとして損害賠償請求を、選択的に X の得た利益につき不当利得として返還請求をした。

原審は、本件動産については所有権が Y から A に移転しておらず、X が Y に対して本件譲渡担保権を主張することはできないとした。X より上告。

判決の要旨

上告棄却。

「本件売買契約では、毎月 21 日から翌月 20 日までを一つの期間として、期間ごとに納品された金属スクラップ等の売買代金の額が算定され、一つの期間に納品された金属スクラップ等の所有権は、上記の方法で額が算定された当該期間の売買代金の完済まで Y に留保されることが定められ、これと異なる期間の売買代金の支払を確保するために Y に留保されるものではない。上記のような定めは、売買代金の額が期間ごとに算定される継続的な動産の売買契約において、目的物の引渡しからその完済までの間、その支払を確保する手段を売主に与えるものであって、その限度で目的物の所有権を留保するものである。」「Y は、A に対して金属スクラップ等の転売を包括的に承諾していたが、これは、Y が A に本件売買契約の売買代金を支払うための資金を確保させる趣旨であると解され、このことをもって上記金属スクラップ等の所有権が A に移転したとみることはできない。」

「以上によれば、本件動産の所有権は、……その売買代金が完済されるまで Y から A に移転しないものと解するのが相当である。したがって、本件動産につき、X は、Y に対して本件譲渡担保権を主張することができない。」

判例の解説**一 本判決の意義と問題の所在**

集合動産譲渡担保の目的物として指定された範囲内に、所有権留保特約付きの売買契約に基づく購入物が搬入された場合、その物には譲渡担保権の効力が及ぶか。本判決は、留保売主の転売容認がその妨げにならないこと等を確認しつつ、所有権の非移転という同特約の文言から直截に、これ

を否定する結論を導いた。原審が、たとえ所有権留保を担保的に捉えるとしても譲渡担保権より留保所有権が優先すべきことを論証するなど、ごく詳細な検討を行っていたのとは対照的であり、簡潔であるだけに非常に明快とも思える。

しかし、近時の判例には担保的構成に親和的な判決も多くみられる。所有権的構成ともとれる本判決を、そうした判例動向のなかにどう位置づけ、法的構成を決すべきかが課題となる。本判決は、当該所有権留保が代金未払の物を対象とすることを確認し、その限りで譲渡担保の効果が及ばないとしているが、この点は、本判決の射程を画し、また法的構成を検討する上で重要であると考ええる。以下で若干の検討を試みたい¹⁾。

二 所有権留保の判例動向と担保的構成の意味

1 所有権留保をめぐる近時の判例

近時の判例には、留保所有権を担保権として把握する傾向がうかがえる。象徴的なのは、留保所有権者の倒産法上の地位を別除権者とした判決である（最判平 22・6・4 民集 64 巻 4 号 1107 頁）。少なくとも倒産手続では、管財人が一定のコントロールを及ぼせるよう、留保所有権を担保として処遇することは強く要請されるといえる。

また、留保買主が目的物を第三者所有の土地上に放置した場合につき、留保所有権者は弁済期到来前であれば目的物の撤去義務を負わないが、弁済期到来後は処分権限をもつ以上撤去義務を免れられないとされている（最判平 21・3・10 民集 63 巻 3 号 385 頁）。弁済期前の留保所有権者を処分権限のある所有者そのものとはみていないという意味で、担保的構成に親和的といえる。

2 担保的構成のもつ意味とは

代金未払の留保買主が目的物を譲渡担保に供してもその効力が認められないとする判断は、これまでも示されてきた²⁾。所有権非移転を論拠とし、従前の判例を踏襲した本判決につき、学説には所有権的構成を明言したとみる向きもある³⁾。

ただ、(何をもって所有権的構成と称するかは論者によって異なるが) 後述するように、担保的構成は所有権非移転と必ずしも相反するものとはいえない。担保としての実質は考慮せずあくまで所有権非移転の形式に忠実に解釈すべきである、とか、留保売主の権利は所有権そのものであって留保買主には何らの物権的権利も存しない、とみるのが

所有権的構成だとするならば、近時の判例の動向からしても、本判決をもって最高裁が所有権的構成を宣明したと解するのは妥当ではない。

担保の実質に即し、必要に応じて法形式から直接導かれる帰結とは異なる解釈をとるのが担保的構成であり、そうだとすれば、本判決を担保的構成のなかに位置づけることは十分可能である。所有権留保において認められるべき担保としての効力を精査した上で、譲渡担保権に優位すべきと判断し、その帰結が法形式からもそのまま導けるものだったからこそ、法形式以外のことを理由として持ち出さなかったにすぎない、とも解しうからである。では、あるべき所有権留保の効力とはどのようなものか。次で検討することとしよう。

三 所有権留保の担保としての効力

1 譲渡担保に優先する実質的妥当性

所有権留保の担保としての側面をふまえ、かりに本件につき留保所有権と譲渡担保権との競合状態と捉えたとしたら、実質論としてはいずれを優先させるべきか。この点、留保売主は財産の増価に直接寄与している以上、一般的な債権しか有しない譲渡担保権者と同列に扱うのは妥当でなく、被担保債権と目的物との間に強い牽連性がある限り、所有権留保は譲渡担保より常に優位すべきものとする⁴⁾。譲渡担保権者に優先されとなれば、売主は新たな掛売に応じなくなり、ひいては債務者の事業遂行にも支障を来すことになる。それは、融資をした譲渡担保権者にとっても決して望ましいことではない。代金未払で債務者所有といえるかも定かでない物にまで自己の譲渡担保権の効力を及ぼせるとするのは過大な期待といわざるをえないだろう。

2 留保所有権の法的構成をめぐる諸見解

このように、所有権留保を譲渡担保に優先させる本判決の結論が妥当であるとして、それを基礎づけるにはどのような法律構成がよいか。まず、前提として、代金完済前に留保売主が当該目的物を自己物として第三者に譲渡した場合、留保買主は代金を完済すれば自身に所有権があることを譲受人に主張できてよく、そのためにも、留保買主に物権的地位を認める担保的構成が採られるべきと考える。

ところで、担保的構成にも大別して2つのものがある。1つは、所有権は留保売主に帰属すると

しつつ、留保買主にも物権的期待権があると解し（これを「担保的構成Ⅰ」とよぶ）、売主の留保所有権は新たに取得されるものではないので対抗要件は不要とするものである⁵⁾。他方は、所有権は留保買主に帰属し、売主は制限物権的な担保権を有するとして（これを「担保的構成Ⅱ」とよぶ）、担保権の設定にかかる物権変動が観念されるから対抗要件も必要とするものである⁶⁾。

担保的構成Ⅱによると、本件において譲渡担保が優先する帰結が導かれてしまい妥当でない、との指摘が原審においてされている。すなわち、判例によれば、集合動産譲渡担保では、設定時の占有改定の約定をもって将来搬入される物の対抗要件具備も認められるとされるから（最判昭62・11・10民集41巻8号1559頁）、留保所有権の成立時点でその対抗要件が具備されたとしても譲渡担保権には後れる、というのである。担保的構成Ⅰなら、担保的構成でありつつ、所有権非移転＝対抗要件不要という本判決の判示とも整合的といえる。もっとも、担保的構成Ⅱでも、留保買主には処分権限がない以上、所有権留保の目的物に譲渡担保権を設定することはできない（留保所有権者と譲渡担保権者は対抗関係にない）と解すれば、同様の帰結を導くことは不可能ではない⁷⁾。

3 対抗要件不要＝物権的期待権構成とする意義

所有権の分属的帰属という権利状態はわが国の物権法秩序の下では認めがたく、非典型担保においては、各担保の実質をふまえた上で、（他方にも何らかの物権的権利は認めつつ）いずれかに所有権が帰属することを厳に決する必要があると思われる。その見地からすると、まず譲渡担保については、後順位担保権の設定も許容されること等から、設定者に所有権、譲渡担保権者に制限物権的な権利を認める担保的構成Ⅱが整合的と考える⁸⁾。他方、所有権留保については、留保売主に譲渡担保権者に優先する地位が認められるべきこと、及び留保買主は担保権設定等何らの処分権限も有しないことを端的に法的構成に表すなら、留保売主には（担保目的でのみ権利行使ができるとの制約はあるものの）所有権が、留保買主に物権的期待権があると担保的構成Ⅰが妥当と解される。

同構成によれば、留保買主の設定した譲渡担保権の対象は物権的期待権とも解される⁹⁾。そうすると、代金完済後には当該目的物に譲渡担保権の効力が当然に及ぶとみることができ、また、留保

所有権実行後の清算金に譲渡担保権者が優先権を行使することも認められてよいだろう¹⁰⁾。

4 本判決の射程——拡大所有権留保の場合

所有権留保には、当該目的物の売買代金債権以外の債権をも担保するものとされている場合（拡大所有権留保）もある。継続的取引関係にある当事者間において、端緒は売却した目的物の代金債権の担保であるものの、これを後に生じる不特定の債権を包括的に担保するものとしてそのまま用いる、といった例が想定される¹¹⁾。さきには、目的物と被担保債権の牽連性ゆえに所有権留保は譲渡担保に優位するものと述べた。そうだとすれば、牽連性のない拡大所有権留保については、譲渡担保と実体として変わるところはなく、所有権非移転の法形式がとられていることの一事をもって譲渡担保に優先する効果を認めてよいかは大いに疑問がある。よって、この場合は、譲渡担保と同様に担保的構成Ⅱを採るものとし、対抗要件具備の先後で優劣を決すべきものと考ええる。

この点、原審では、代金が完済された物については譲渡担保権の効力が及ぶことが認められている。また本判決も、一定の期間に納品された動産がこれ以外の期間の代金債権を担保するものとはされていないことを確認した上で、譲渡担保の効力が及ばないとの帰結を導いている。拡大所有権留保について別異に解すべきことに含みをもたせた本判決には、法形式が同じでも、そのことに拘泥することなく別の解釈をすべき場合がある、という担保的構成の思考をみてとることができる。

四 平成22年判決と本判決の関係

前出の平成22年判決は、民事再生法45条に基づき手続開始までに対抗要件が具備されていなかったことを理由に、結論としては留保所有権者の別除権行使を認めなかった。対抗要件を不要とした本判決との関係はどう捉えるべきか。

1 三者間所有権留保ゆえに必要とみる見解

対抗要件を不要とした本判決との整合性をとる方法として、ひとつには、平成22年判決はあくまで三者間所有権留保の事案ゆえのことであり、二者間の所有権留保では対抗要件が不要であるとする見方がありうる¹²⁾。しかし、倒産手続における優先権の主張には手続開始時点での対抗要件具備が必要とされているなか、ここに別除権の行使に対抗要件が不要とする例外を認めるのは、倒

産法秩序を乱すことになり許されないと考える。

2 物権変動を観念することの可能性

物権変動がない以上、対抗要件は不要であるものの、別除権行使のための権利保護要件として登記・引渡しが必要だとする見解もある¹³⁾。しかし、倒産手続において抵当権者が別除権を行使する上で手続開始時までに具備すべきとされているのは、倒産債権者に対抗するために実体法上要求される対抗要件そのものにほかならない。留保所有権も同じく別除権として処遇するのに、対抗要件の意味を別異に解するのは不自然である。

筆者としては、実体法上において留保所有権の対抗要件具備の必要性を根拠づけることは可能と考えている。判例が、所有者の行使しうる権利を取戻権ではなく別除権であるとしたことは、売主の権利内容が担保権へと変容したことを意味している。担保的構成Ⅰでは所有権移転という物権変動は観念されないが、売主がもともと有していた所有権は、担保権へとその内容が変容したとみるべきであり、それも歴とした物権変動といえる。そうだとすれば、留保所有権者が倒産手続下で別除権を行使するためには、それが二当事者間のものであれ、物権変動としての対抗要件具備は観念でき、また必要なものと解される¹⁴⁾。

3 平成 22 年判決と本判決の整合的理解

以上に述べてきた理解を総合すると、次のようになる。まず、留保買主には譲渡担保権を設定する権限は認められず、また対抗要件の先後に拘わらず譲渡担保権に優位すべきことをふまえるなら、所有権は変わらず留保売主にあるとする担保的構成Ⅰを採るのが妥当といえる。もっとも、留保買主において倒産手続が開始すれば、留保売主は元の所有者の立場ではなく別除権者として扱われる、つまり担保目的でのみ権利行使が可能であるという側面が顕在化するため、その権利の変動に応じた対抗要件具備が必要となる。結局、譲受人や譲渡担保権者との関係では、留保売主は対抗要件を要せず優先性を主張できるが、倒産手続が開始されたときに備え、倒産債権者との関係で必要となる対抗要件を予め具備しておくことが要請されることになる。

●——注

- 1) 原審判決の評釈等として、石口修・新・判例解説 Watch 文献番号 z18817009-00-031551674 (Web 版

2018 年 10 月 19 日掲載)、進士肇・金法 2093 号 4 頁、白石大・金法 2096 号 6 頁 (以上 2018 年)、池田雅則・リマークス 58 号 22 頁、田村耕一・広法 42 巻 3 号 69 頁 (以上 2019 年) 等が、本判決の評釈ないし関連論稿として、田村耕一・広島ロー 15 号 1 頁、印藤弘二・金法 2106 号 4 頁、栗田口太郎「所有権留保の本質と諸相」近江幸治先生古稀記念『社会の発展と民法学(上)』(成文堂)663 頁、杉本和土「倒産手続における集合動産譲渡担保と所有権留保の競合問題に関する覚書」前掲・近江古稀 643 頁、下村信江「所有権留保と譲渡担保の関係に関する覚書」近畿ロー 15 号 1 頁 (以上 2019 年) 等がある。

- 2) 留保買主が代金未払のまま目的物を譲渡担保に供した事例につき、譲渡担保権者は留保買主の残代金債務を提供しなければ留保所有権者の権利行使を妨げられない旨判示したものがある (最判昭 58・3・18 判時 1095 号 104 頁)。このほか、所有権留保と譲渡担保とが競合する事例にかかるものには、大判昭 13・4・19 全集 5 輯 414 頁、東京地判昭 52・5・31 判時 871 号 53 頁、東京地判平 5・9・16 判タ 845 号 251 頁等がある。
- 3) 田村・前掲注 1) 広島ロー 5 頁、同旨の原審の評価として石口・前掲注 1) 3 頁、池田・前掲注 1) 24 頁等。
- 4) 田高「譲渡担保と所有権留保」法教 424 号 (2016 年) 87 頁。本件原審も同旨を述べる。
- 5) 道垣内弘人『担保物権法 [第 4 版]』(有斐閣、2017 年) 368 頁等。
- 6) 高木多喜男『担保物権法 [第 4 版]』(有斐閣、2005 年) 381 頁等。なお、森田修「方法的総序——所有権留保と在庫担保との関係を素材として」NBL1070 号 (2016 年) 4 頁以下は、ABL 比較法研究の成果をふまえて、「物権変動不在のドグマ」を克服して、留保売主にも何らかの公示を要請すべきこと、留保売主と在庫担保権者との間の適切な利害調整が必要であることを説く。
- 7) 田高・前掲注 4) 同頁。同旨を指摘するものとして、栗田口・前掲注 1) 690 頁以下等。
- 8) 田高「譲渡担保の法的構成・再論」名法 254 号 (2014 年) 277 頁以下。
- 9) 池田・前掲注 1) 25 頁等参照。
- 10) 田村・前掲注 1) 広島ロー 8 頁、池田・前掲注 1) 25 頁参照。
- 11) 田村・前掲注 1) 広島ロー 10 頁は、本判決が実質上譲渡担保設定の意味をもつ拡大所有権留保の可能性を示唆するものである旨指摘する。
- 12) 下村・前掲注 1) 13 頁、及びそこでの引用文献等参照。
- 13) 印藤弘二「所有権留保と倒産手続」金法 1951 号 (2012 年) 68 頁等。
- 14) 田高「判批」金法 2053 号 (2016 年) 28 頁等。なお、東京地判平 22・9・8 金判 1368 号 58 頁は、二当事者間でされた所有権留保の事例につき、対抗要件が具備されていないことを理由に別除権の主張を認めなかった。